

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部改正について

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

熊本市地域コミュニティセンター条例（平成 4 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

熊本市大江地域コミュニティセンター	熊本市中央区大江 5 丁目 1 2 番 8 号
-------------------	-------------------------

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 に規定する熊本市大江地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提出理由）

大江地域コミュニティセンターの新設をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。